

(3) 令和7年度の施策領域別の取組状況

子供・子育て

目指す姿（10年後）

- 全ての家庭を妊娠期から子育て期まで切れ目なく見守り、支援するネウボラの拠点が、全市町に設置され、子育て家庭に関わる全ての医療機関、保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点、学校等と連携して子供たちを多面的・継続的に見守ることにより、必要な支援が届けられています。
- 全市町において、保育を必要とする子供が保育所、認定こども園等にいつでも入所することができ、質の高い教育・保育が実践されています。
- 地域の子育て支援者・団体等による親子の交流活動が根付き、親子が安心して過ごせる場を提供するとともに、企業・団体等による子育てにやさしいサービスが社会に定着し、子育て家庭が子連れで外出しやすい環境が整っています。
- 子供への体罰を用いないしつけや子育ての方法が浸透するとともに、こども家庭センターの専門性の強化や市町による支援機能の強化によって、児童虐待の未然防止が図られ、重症化する前にリスクが減少しています。
- 様々な事情により家族と暮らすことができない子供やひとり親家庭の子供など、社会的支援を必要とする子供たちが、必要な支援や配慮を受けながら、安心して生活することができ、自立につながっています。

ビジョン指標	当初値	現状値	目標値 (R7)	目標値 (R12)
安心して妊娠、出産、子育てができ と思う者の割合	80.0% (R1)	74.1% (R7)	86.0%	91.0%

主な取組

● 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

- **「ひろしまネウボラ」の全県展開に向けた取組**
 H29～福山市、尾道市、海田町
 H30～三次市、北広島町、府中町
 R3 ～呉市、竹原市、府中市、庄原市、熊野町、
 世羅町、神石高原町
 R4 ～三原市、廿日市市、安芸高田市、安芸太田町
 R6 ～大竹市
 R7 ～東広島市、江田島市、大崎上島町
- 子供の予防的支援構築事業
 モデル市町において、**AI予測から支援までの
 実証試験**を実施
 [R 元～府中町、R2～府中市、R3～ 海田町、三次市]

● 子供の居場所の充実

- 保育所を探す保護者の相談窓口
保育コンシェルジュの配置[H25～]
- 保育士不足の解消に向けた
保育士人材バンクの運営[H24.7～]
 求職登録数 **3,557** 人、就職者数 **2,381** 人
 [H24.7～R8.3 実績]

● 子供と子育てにやさしい環境整備

- 子育てサービス登録店舗数: **6,805** 店舗 [R8.3 実績]
- 地域子育て支援拠点数: **177** か所 [R8.3 実績]
- オンラインおしゃべり広場実施件数: **1,102** 件
 参加人数: 延べ **2,898** 人[R7.4～R8.3 実績]
- 助産師オンライン相談人数: 延べ **247** 人
 [R7.4～R8.3 実績]

● 児童虐待防止対策の充実

- 専門スタッフ(弁護士、警察官OB等)活用[H25～]
- 市町の母子保健機能と児童福祉機能を一体化した
「市町こども家庭センター」の設置促進: 15 市町
 設置[R6 末]
- 東部こども家庭センター一時保護所の増改築竣工
 (供用開始)[R5.7～]
- 東部こども家庭センター三原支所及び西部こども家
 庭センター東広島支所の設置[R7]
- **配偶者暴力相談支援センター**の市町設置に
 向けた取組
 [H21～広島市、R2～安芸太田町、R3～ 東広島市]

● 社会的養育の充実・強化

- 里親支援業務(フォスターリング業務)の包括的な外部
 委託[R5.4～]
- 退所児童等アフターケア事業所による支援[H28.2～]
- 一時保護所や児童自立支援施設での**子供の
 権利擁護事業**の実施[R4.8～]

● ひとり親家庭の自立支援の推進

- **ひとり親家庭サポートセンター**における就業及
 び養育費専門相談員による相談支援や弁護士無料
 相談等の実施[H15.4～]

① 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 全ての子育て家庭との傾聴・対話を基本とした面談により、子育ての安心感を醸成するとともに、医療機関や幼稚園・保育所等関係機関との連携などにより子育て家庭が抱える様々なリスクを早期に把握し、適切な支援に結び付けることができるよう、県内の8割の市町において「ひろしま版ネウボラ」を展開します。
- 福祉や教育などの子供の育ちに関係する様々な情報をもとに、AIを活用してリスクを予測し、その結果を参考にして支援の必要性の判断を行い、最適な予防的支援を継続的に届ける仕組みをモデル市町での実証試験を通じて構築します。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
ひろしま版ネウボラの基本型を実施している市町数	目標	13 市町	16 市町	17 市町	18 市町	18 市町
	実績	13 市町	17 市町	17 市町	18 市町	21 市町
	達成状況	達成	達成	達成	達成	達成
子供たちに関する様々なリスクを把握し予防的支援を行っている市町数	目標	2市町	3市町	4市町	4市町	4市町
	実績	2市町	2市町	4市町	4市町	3市町
	達成状況	達成	未達成	達成	達成	未達成

【評価と課題】

- ネウボラ未実施市町に対し、実施市町の取組や評価検証結果などを共有するとともに、基本型実施に当たったの課題解決に向けて、伴走支援を行った結果、目標を達成した。
- 一方で、「安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合」は増えておらず、市町を通じた子育て家庭へのアンケートやヒアリングでは、「第一子妊娠時は不安だった」との声が多かった。そのため、ネウボラの基本型の機能強化として、第一子妊娠期における支援の強化に取り組むこととし、面談回数を増やすなどの具体的な支援内容や、アンケートによる検証の方法等について関係市町と検討を進め、令和8年度からのモデル事業につなげることができた。
- また、ひろしまネウボラの人材育成として、オンデマンド及び対面による研修を実施し、市町のネウボラ相談員約400名が延べ3,000回以上受講し、資質の向上につなげることができた。
- 子供の予防的支援構築事業のモデル4市町（府中市、三次市、府中町、海田町）のうち、海田町は令和7年度から事業を休止したため、目標市町数は達成に至らなかったが、令和2年度からのモデル事業の実施により、連携データを活用した支援や関係部署・機関での連携が推進されたなど、一定の成果があった。
- 一方で、市町によっては、システム上、リスクがあるとして発見された児童の大多数が、ネウボラ等の市町独自の取組により既に発見、フォローされている場合もあり、潜在的なリスク家庭を発見する効果が市町ごとに異なることが示唆された。

【主な事業】・ ひろしまネウボラ構築事業 ……220 ページ
 ・ 子供の予防的支援構築事業 ……222 ページ

【令和8年度の取組】

- ひろしまネウボラの仕組みの強化・改善に向けては、ネウボラ相談員と子育て家庭が信頼関係を構築するとともに、子育てに関する不安感を解消するために関係機関と連携した支援が行えるよう、人材育成研修によるネウボラ相談員の面談の質の向上やネウボラ拠点と関係機関との更なる連携強化などに取り組む。

- あわせて、第一子妊娠期における支援の強化については、令和8年度から福山市と2か年のモデル事業を実施し、効果検証を行う。
- 子供の予防的支援事業については、国においても、福祉や教育など子供の育ちに関係する様々なデータ連携による支援が重視されるようになり、システム開発に係る初期費用・運用保守費用に活用可能な国庫補助金等が拡充されるなど、県として独自に市町を支援する必要性が低くなったことから、令和7年度で終了した。
- 本事業で得られた成果と課題を全市町に共有し、モデル市町のうち事業を継続する市町や、新たに同様の事業を開始する市町に対しては、国庫補助金等の活用を促すとともに、本事業で得られたノウハウを活用した技術的支援を行う。

② 子供の居場所の充実

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 保育を必要とする子供がいつでも保育所、認定こども園等に入所できるよう、計画的に施設を整備するとともに、広島県保育士人材バンクによる潜在保育士の復職支援などにより、保育士確保を推進します。
- 幼児教育アドバイザー訪問事業や各種研修等の実施による保育士の資質向上を図り、乳幼児期の保育の質の向上に取り組めます。
- 施設面での質の確保及び向上のため、保育所、認定こども園、認可外保育施設等のそれぞれの配置基準に基づいた職員配置や設備・運営が行われるよう、市町と連携して指導監督等の充実を図ります。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
保育所の待機児童数 (4/1 時点)	目標	0人	0人	0人	0人	0人
	実績	14 人 (R3.4 時点)	8人 (R4.4 時点)	3人 (R5.4 時点)	0人 (R6.4 時点)	0人 (R7.4 時点)
	達成状況	未達成	未達成	未達成	達成	達成
就業保育士数	目標	14,835 人	14,804 人	14,650 人	14,481 人	14,324 人
	実績	14,498 人	14,987 人	14,580 人	14,544 人	【R9.1 判明】
	達成状況	概ね達成	達成	概ね達成	達成	【R9.1 判明】

【評価と課題】

- 保育コンシェルジュの配置などを行う市町への支援により、入所調整事務の円滑化に取り組んだ結果、保育所の待機児童数の目標は達成した。
- 保育士人材バンクを活用した就業あっせんや就職ナビ(合同就職説明会)の開催により、保育人材の確保に取り組んだ結果、就業保育士数は令和6年度時点では目標を達成した。
- また、保育士等キャリアアップ研修の実施により、職責に応じた保育士の資質の向上を図った。

【主な事業】・未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業……………227 ページ

【令和8年度の取組】

- 保育を必要とする子供が保育所、認定こども園等に入所できるよう、市町の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育需要に応じた支援を行う。
- 就業保育士数の確保に向けては、保育士人材バンクによる求人者・求職者のマッチングや、保育士養成校の学生に対し、就業意欲を高めるための現役保育士による出前講座等を実施する。また、新たに、保育士養成校に通学することなく保育士資格の取得を目指す者に対する試験対策の研修を実施し、更なる保育人材の確保に取り組む。
- さらに、保育士が働き続けたいと思えるよう、受講が処遇改善の要件である保育士等キャリアアップ研修を実施するとともに、研修を通じた保育士等の資質向上や各施設での職場環境の改善の促進に取り組む。

③ 子供と子育てにやさしい環境整備

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 企業や団体等による子育て支援の自主的な取組を促進し、子育て家庭が子供を連れて外出しやすい環境の整備を図ります。
- 地域の子育て支援者・団体等による子育て家庭の交流活動等を通じて、地域の中で親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場である地域子育て支援拠点の拡大や安心できる環境づくりに取り組みます。
- コロナ危機後の変化等に対応するため、他者との交流がしにくい状況においても、子育て中の親や妊産婦がオンラインやSNS等で気軽に相談・交流し、必要な支援を受けられる仕組みを構築し、不安解消や児童虐待・DV等の予防・早期発見を図ります。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	目標	70.2%	71.4%	72.6%	73.8%	75.0%
	実績	78.0%	71.5%	76.3%	76.8%	75.4%
	達成状況	達成	達成	達成	達成	達成

【評価と課題】

- 子供や子育て家庭にやさしいサービスを提供するイクちゃんサービス店については、事業者団体や県SNS等を通じた広報強化により、171件の新規登録があり、総店舗数は6,805件に増加した。
- また、子育て中の親や妊産婦がオンラインで気軽に相談・交流できる「おしゃべり広場」や「ひろしま助産師オンライン相談」については、ホームページや市町・医療機関を通じた幅広い周知・広報を実施し、安心できる環境づくりに取り組んだことにより、「地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合」は目標を達成した。
- 若い世代への子育てに係るポジティブなイメージの浸透や「共家事・子育て」の定着に向け、キャンペーンの実施や乳幼児とのふれあい体験、協賛企業の認定等を行った結果、SNS上で子育てに関するポジティブな投稿の割合がキャンペーンの開始前の17.5%から終了後には40.2%に増加するなど、一定程度、子育てに関するネガティブなイメージをポジティブなイメージに変えることができたとともに、男性の家事・育児への参画促進への一定の理解が得られた。一方で、キャンペーン期間の短さ等の要因により、キャンペーンへの応募件数は1,177件と伸び悩み、効果が限定的なものとなった。
- 少子化に関する県民アンケート(R5)やひろしま子育て大調査(R6)、県民と知事との車座会議等での「子供を持つことへのネガティブなイメージが先行している。」や「子育て支援制度はあるが知られていない。」といった県民意見を踏まえ、引き続き、若い世代が結婚や子育てにポジティブなイメージを抱くことができ、また、子供を持ちたいと希望する人が安心して妊娠・出産、子育てできる取組を進める必要がある。

【主な事業】・ひろしま子育てもっと応援事業 ……………224 ページ

【令和8年度の取組】

- 引き続き、電話・メール・訪問等に加え、新規開業の店舗・施設等に的を絞った効率的な周知や、イクちゃんサービス店舗数が比較的少ない広島市以外の市町に所在する店舗・施設等へも周知を強化することにより、イクちゃんサービス店の新規開拓に取り組む。あわせて、市町の地域子育て支援拠点への運営支援を継続することなどにより、子育て家庭が安心して出かけられる場や気軽に相談・交流できる場の提供に取り組む。
- 引き続き、市町が行うオンラインやハイブリッドで親子が集う場の開設を支援する。また、県においては、助産師による妊産婦を対象としたオンライン相談を実施し、特にケアが必要と考えられる親子がいた場合は、市町のネウボラ拠点・母子保健窓口情報共有し、必要な支援につなげる。
- 若い世代への子育てに係るポジティブなイメージの浸透や「共家事・子育て」の定着に向け、期間を十分に確保したキャンペーンを実施するとともに、引き続き、乳幼児とのふれあい体験、協賛企業の増加に向けた企業への働き掛けの強化等に取り組む。

④ 児童虐待防止対策の充実

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 子供への体罰の禁止や児童虐待の子供に及ぼす悪影響等について、保護者やこれから子育てを行う若い世代など県民への周知を図り、体罰によらない子育てを推進します。
- 児童虐待への対応体制や対応力など市町の児童虐待に対する機能強化を支援し、県との適切な役割分担と連携により、県全体としての児童虐待への対応体制づくりを進めます。
- 児童虐待対応における市町の在宅支援機能を強化するため、全ての市町への「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進します。
- DVの発生を予防するため、予防教育・啓発の充実を図るとともに、児童虐待部門とDV相談対応部門との連携強化や市町の機能強化など、虐待とDVを総合的に支援する体制づくりに取り組み、発見から相談、保護、自立まで、適切な支援を推進します。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
児童虐待により死亡した児童数	目標	0人	0人	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人	1人	0人
	達成状況	達成	達成	達成	未達成	達成
子ども家庭総合支援拠点の設置市町数	目標	12市町	23市町	23市町	23市町	23市町
	実績	16市町	22市町	22市町	23市町	—※
	達成状況	達成	未達成	未達成	達成	—
若年層における交際相手からの暴力の認識率(精神的暴力)	目標	67.5%	68.5%	70.0%	72.0%	75.0%
	実績	58.9%	59.6%	63.4%	64.8%	64.7%
	達成状況	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成
配偶者暴力相談支援センターの設置市町数	目標	3市町	6市町	10市町	14市町	23市町
	実績	3市町	3市町	3市町	3市町	3市町
	達成状況	達成	未達成	未達成	未達成	未達成

※ 令和6年4月の児童福祉法の改正により、子ども家庭総合支援拠点は廃止されたため、実績が把握できない。

【評価と課題】

- 相談者の利便性の向上及び県内の各こども家庭センターの相談対応件数の適正化を図ることで、増加する児童虐待相談等(令和6年度:6,649件→令和7年度:6,820件)によりきめ細やかに対応するため、令和7年度から西部こども家庭センター東広島支所及び東部こども家庭センター三原支所を開設した。
- 児童虐待により死亡した児童数はゼロとなったが、児童虐待相談対応件数は、依然として増加しており、相談内容も多様化・複雑化する中で、県こども家庭センターにおいては、市町と役割分担し、保護や親子分離を要するなど高い専門性が必要な事案に注力することが求められるため、専門職の確保や人材育成に取り組む必要がある。
- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法で、子ども家庭総合支援拠点が廃止され、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を適切に実施できるよう、市町において市町こども家庭センターの設置が努力義務となった。そのため、県が主催する市町職員の集合研修において、設置済み市町の取組事例の共有などに取り組んだ結果、全ての市町において設置に向けた検討が進んでいるが、市町において必要な人員を配置することが出来なかった等の理由から、設置に至っていない市町もある。
- 若年層における交際相手からの精神的暴力の認識率については、学校等への啓発資材の配付は計画通り実施できており、講座開催についても、実施した学校において「デートDV」の認知度は未実施校より高くなるなど、一定の効果が認められる一方で、授業時間を講座開催に割くことが難しく、開催できていない学校もあり、目標の達成には至らなかった。
- 配偶者暴力相談支援センターの設置市町数については、設置にあたっては、業務量の増加に伴い人員や財源が必要となるため、市町によっては設置が進まず、目標の達成には至らなかった。

【主な事業】・ 児童虐待防止対策事業……………354 ページ

【令和8年度の取組】

- 増加する児童虐待相談への対応や家庭養育優先原則を踏まえた支援の推進に向け、専門職の計画的な確保や人材育成を行い、県こども家庭センターの更なる専門性の強化に取り組む。
- 保健と児童福祉の一体的な相談支援を適切に実施できるよう、引き続き、県が主催する市町職員の集合研修において、市町こども家庭センターを設置済み市町の取組事例を共有するなど、未設置の市町における当該センターの設置を促進する。
- また、要支援家庭のニーズに応じた市町の家事支援等の取組を後押しすることで、市町の在宅支援の充実を図る。
- 若年層が将来的にDVの被害者にも加害者にもならないよう、引き続き、学校等におけるデートDV予防講座の実施を推進するとともに、若年層になじみのあるSNS等を活用した広報啓発の充実に取り組む。
- 令和6年に施行された女性支援法や同年に改正されたDV防止法において、DV被害者も含めた困難な問題を抱える女性等の包括的・継続的な支援体制として、それぞれ支援調整会議・法定協議会の設置が各自治体の努力義務となった。そのため、先進市町の取組事例の共有を行うなど、各市町の支援調整会議・法定協議会の設置を促進する。

⑤ 社会的養育の充実・強化

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 里親制度の更なる普及・啓発を図り、里親への登録者の増加につなげるとともに、里親に対する研修や支援を充実させ、里親委託を推進します。
- 社会的養護が必要な子供のうち里親委託等が困難な子供については、できる限り良好な家庭的な環境で生活できるよう施設の小規模化、地域分散化に向けて取り組みます。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	目標	23.4%	25.8%	28.2%	30.7%	33.1%
	実績	19.2%	19.5%	20.1%	19.7%	22.2%
	達成状況	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成

【評価と課題】

- 里親や委託児童を適切に支援するためには、リクルート、マッチング、養育相談支援から自立支援まで、包括的に支援する体制を構築することが重要であるため、令和5年度から里親支援業務(フォスターリング業務)を社会福祉法人に委託し、児童を措置する機関である県こども家庭センターとの役割分担のもと、連携して里親等委託を推進した。
- これらの取組により、里親委託率は増加(+2.5 ポイント)したが、里親の高齢化等により委託可能な里親が不足していることなどにより、要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率は、目標の達成に至らなかった。
- 今後、社会的養育下の子供達が、できるだけ家庭的な環境で養育されるよう、市町と連携して、地域で里親を支援する体制を整える必要がある。

【主な事業】・ 児童虐待防止対策事業……………354 ページ

【令和8年度の取組】

- 令和6年度に施行された改正児童福祉法で、包括的に里親支援を行うための施設として児童福祉施設に位置付けられた里親支援センターの設置を推進し、乳児院や児童養護施設等とも協働して里親等委託の拡大を図る。
- また、市町の要保護児童対策地域協議会を活用して支援方針を共有することなどにより、県こども家庭センター、市町、関係機関等が連携して、地域で里親を支援する体制づくりに取り組む。

⑥ ひとり親家庭の自立支援の推進

【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 子育て家庭や、その関係者が、養育費と面会交流の重要性について知り、理解を深めるとともに、養育費の取り決めと実効性のある受け渡し、面会交流の取り決めが行われるよう、市町と連携した取組を進めます。
- ひとり親家庭のニーズに応じて、母子家庭等就業・自立支援センターの開設時間を延長するなど支援体制を強化するとともに、同センターの専門性を高め、市町の取組を支援します。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数	目標	70 件	80 件	90 件	100 件	110 件
	実績	83 件	63 件	90 件	74 件	76 件
	達成状況	達成	未達成	達成	未達成	未達成

【評価と課題】

- 広島県ひとり親家庭サポートセンター(母子家庭等就業・自立支援センター)における養育費・面会交流取り決め相談の解決件数について、養育費や面会交流の取り決めに関する情報提供や弁護士相談へのつなぎなどの支援を行ったものの、相談者や相手方の都合で不調に終わって取り決めに至らないことや、相談途中で連絡が取れなくなるなどがあり、目標の達成には至らなかった。
- また、サポートセンター公式 LINE の登録者数は順調に伸びている(令和6年度:1,470 件→令和7年度:1,627 件)が、相談員へ直接相談することへの心理的ハードルが高いこと等から、サポートセンターへの相談件数が伸び悩んでいることも考えられ、引き続き、相談者のニーズに応じた支援を行うとともに、チャットボットなどの相談方法も含めて、支援内容の広報・周知を行っていく必要がある。

【令和8年度の取組】

- 引き続き、市町のひとり親家庭支援の窓口やホームページ、SNS等により、ひとり親家庭が利用可能な相談方法や支援制度等を広報・周知するとともに、広島県ひとり親家庭サポートセンターにおける養育費専門相談員による相談支援や離婚前後親支援講座等を行い、養育費や面会交流の取り決めや就労支援を図る。
- ひとり親家庭の子供が自立に必要な力を身につけられるよう、母子父子寡婦福祉資金の貸付等による経済的支援を行うとともに、市町が行う学習や生活習慣の習得支援、社会体験の提供等の取組を支援する。